

弁護士をもっと身近な存在に

Vol.27

静岡県弁護士会通信

発行 2023年度 春号



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

会長就任のご挨拶

2023年度（令和5年度）

静岡県弁護士会会長 杉田直樹

このたび、2023年（令和5年）4月1日付で、静岡県弁護士会の会長に就任した杉田直樹と申します。

私は現在57歳、この就任日でちょうど満29年の弁護士経験となりました。

どうか私ともども、当弁護士会をよろしくお願い致します。

弁護士会とは、弁護士活動をする上で弁護士が必ず所属しなければならない団体で、原則として各都道府県ごとに置かれています。法律上、弁護士とは弁護士会の会員のことをいうのです。そうすると、弁護士と弁護士会のどちらが先に出来たのか、ニワトリと卵の関係のようにちょっと不思議な感じですが、ここでは深入りは致しません。

現在の当会こと静岡県弁護士会は、私が入会した当時と比べて倍以上の弁護士数（会員数）になり、2023年4月現在、530名余りの弁護士が県内におります。特に21世紀に入ってから、従来は一人も弁護士がいなかった市町にも弁護士事務所が出来るなど、弁護士は皆さんにより身近な存在になりつつありますが、そうした状態に甘んじず、常に努力をしていきたいと思っております。

弁護士の仕事の基本は、裁判所での訴訟や調停で代理人を務めること、また刑事事件の弁護をすることですが、それに留まらない活動は近年ますます増えています。

企業や官庁の中で働く組織内弁護士は、東京・大阪のような大都市に留まらず、静岡県内でも相当な数に上っております。

また、いわゆるスクールロイヤーとして、学校の問題の相談を受けることもあり、この4月には、県内で2例目となるスクールロイヤーの協定を浜松市教育委員会と結ぶ運びになっております。

昨年9月に襲来した台風15号による災害については、多数の弁護士が自治体その他に設置された相談場所ですべての法律相談に当たりました。私も何回か担当

しましたが、相談内容の深刻さには本当に心を痛めました。この場をお借りして被害に見舞われた方々に改めてお見舞い申し上げます。この件の相談は今も当会が担当者を派遣しており、今後も出来る限りのお手伝いを続ける所存です。

当会としては、南海トラフ関連の大規模災害も予期した上で、様々な研修や訓練を行い、万一の事態にも備えているところです。

最後に、個人的な事柄に触れることをお許し下さい。

既に一部では報道がありましたが、私の父は、私が中学3年生の年の暮れに交通事故で瀕死の重傷を負いました。その事故の示談交渉の過程で、両親が静岡市内のある弁護士（既に引退）のお世話になったのです。

私の身内には、弁護士どころか大学を出た人間も殆どおらず、弁護士というのはテレビや映画で見ただけの存在でしたが、こうした経緯で、弁護士という職業を実際に見聞きして社会のお役に立てる素晴らしい仕事だと感じ、高校入学時には将来の進路として弁護士を考えておりました。

つまり、私は、父の交通事故という事態がなければ、全く違う仕事についていたかもしれないのですが、これは裏を返せば、皆さん、特に若い人が弁護士の仕事を身近に感じられれば、更に多くの有為の人材が弁護士の世界を志してくれるのではないかと考えております。それは、世の中一般にとって好ましいことでもあるはずです。

こうした意味で、弁護士は何も法廷活動に留まらず、社会のいろいろなところに出向いて活動することが重要であると思います。

そして、弁護士は、世の中のご期待に沿えるように、常に努力をして様々な活動に取り組んで参ります。

当会の多方面にわたる活動については、当会のホームページ（「静岡県弁護士会」と検索していただければすぐに出て来ます）をご参照下されば幸いです。

皆さまの変わらぬご理解・ご支援をお願い申し上げます。



Shizuoka Bar Association

特集 子どもの権利

◆いじめ ◆虐待 ◆離婚に伴う親権
◆体罰 ◆懲戒処分 ◆非行



子どもの権利のあゆみ

何事にも脅かされずに生きる権利、表現する権利、自分の信じたいものを信じる権利、自分らしい生き方を追求する権利…こういった権利は、現代社会で生きる私たちが当然に有している権利であることは、私たちにとって当たり前のことです。「子ども」だって何歳であろうとこのような権利を有していることは、現代社会で生きる私たちにとっては疑いのない常識でしょう。

しかし、かつては子どもが権利の主体であるという考え方は一般的ではありませんでした。ひどい時代だと、食糧が足りない際の口減らしとして殺されることもあり、そのような時代を乗り越えた後も、しばらくは保護の対象であると考えられ、一人の人間として権利の主体であるという考えはなかなか芽生えませんでした。

その後、子どもの基本的人権を国際的に保障した子どもの権利条約が1989年に国連で採択され、1994年には同条約が日本においても批准・公布され、日本国内でも発効したことに象徴されるなど、子どもも大人同様、一人の人間としての「権利の主体」であるという考えが広まっていきました。今年（2023年）4月に「こども家庭庁」が発足したのも大きなニュースです。子どもは成長発達の過程にありますので、その権利を真に保障するためには、大人とは異なる特別の保護や配慮を必要とすることは言うまでもありません。

ただ、このような考えが広まってもなお、いじめ事件や児童虐待事件に例を挙げるまでもなく、残念ながら、未だに、子どもの権利が十分に保障されているとはいえない実情も存在しています。

子どもの権利に関する活動

当委員会は、その名のとおり、子どもの基本的人権を擁護することを目的として、子どもを取り巻く問題全般を扱う委員会です。子どもの権利の擁護に熱意、関心を有する県内の弁護士（2023年2月現在68名）によって構成されています。

当委員会や関連委員会において、弁護士会では子どもの権利に関する下記の活動を行っています。

- 1 いじめ予防授業**…ご希望いただいた県内の学校に弁護士を派遣して、人権などの視点を取り入れたいじめ予防の授業を行います。
- 2 スクールロイヤー**…県内の複数の自治体と協定を締結し、学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士を派遣しています。
- 3 子どもの手続代理人**…親の離婚事件など家庭裁判所の手続きで、子どもが手続や自身の置かれている立場・状況について理解すること、子どもが自分の意見を表明することなどの援助をします。
- 4 未成年後見**…死別等の理由で親権者がい



なくなった未成年者について、家庭裁判所より未成年後見人として選任されると、親権者の代わりに親権を行使し、財産の管理や、未成年者の生活の見守り、自立の手助けを行います。

5 児童相談所との連携…児童相談所に弁護士を派遣し、法律相談に応じるなどして、広く子どもの権利を擁護する協力をしています。

6 子どもの権利相談…以下で詳しくご案内します。



子どもの権利相談

当委員会は、子どもを取り巻く問題を早期に解決できるよう、初回の相談料を無料として、子どもを取り巻く問題の解決に熱意、関心を有する弁護士の紹介を行なっています。大人の皆さんも、そして子どもの皆さんも、一人で悩む前にお気軽にご相談ください。

なお、2回目以降継続して相談を行なう場合には有料となりますが、収入要件など一定の要件を満たす場合には、法テラスの援助制度を利用できる場合もありますので、初回相談時に弁護士にご相談ください。

ご相談の流れ

①まずは、お近くの弁護士会支部までお問い合わせください。その際、「子どもの権利相談」を希望されることをお伝えください。

②弁護士会が、ご相談者の最寄りの支部所属の対応可能な弁護士をご紹介します。

③紹介を受けた弁護士が自らの事務所においてご相談を伺います。

子どもの権利相談Q&A

Q どのような相談ができるのでしょうか。

A 学校でのいじめ、体罰、不当な懲戒処分、家庭での虐待、親の離婚に伴う親権や面会交流に関する悩み、未成年後見、少年事件についての相談など、子どもを取り巻くあらゆる問題についてのご相談をお受けします。

Q 相談をした内容は学校や家族に報告されてしまうのでしょうか。

A 相談の秘密は厳守されます。たとえ子どもの皆さんからのご相談であっても、本人の同意なく学校や家族に報告することはありませんので、安心してご相談ください。

Q 誰が子どもの権利相談を利用できるのですか？

A 子どもを取り巻く問題についてのご相談であれば、子ども本人、その家族、教育関係者などどなたでもご相談いただけます。

Q 弁護士に相談するには法律問題でなければダメなのでしょうか。

A 相談内容は、厳密な法律問題のみに限定されません。弁護士に相談することで、背後に隠れていた法律問題が発見される可能性もあります。まずはお気軽にご相談ください。

各種法律相談のご紹介

2023.4.1現在

新型コロナウイルスの流行状況により各種相談に変更がある場合があります。
まずは、最寄りの弁護士会各支部宛までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関する無料電話相談実施中！
TEL054-204-1999 又は弁護士会ホームページで受付

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が交代で相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5,500円(税込)
民事法律扶助制度(資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度)の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にてお問い合わせ下さい
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時



静岡・浜松・沼津では、
原則第3土曜の午前も
相談を実施中！
予約は平日お電話で。

高齢者・障害者相談 無料

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスをいたします。
相談申込に応じ、担当弁護士を紹介いたします。

■相談時間 60分まで

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行なっています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談 初回無料

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談(刑事手続参加、加害者対応等)をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

■相談日時

- 静岡支部 ●浜松支部 ●沼津支部
相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を
決定(場所は原則として担当弁護士事務所)

クレジット・サラ金相談 無料

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理(過払い金返還請求を含む)等の借金整理のための手続についてアドバイスをいたします。

■相談時間 30分間

■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時
午後1時30分～4時
- 浜松支部 毎週月・水・金曜日 午後1時30分～5時
毎週火・木曜日 午前10時～12時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談 初回無料

解雇や賃金未払い等の労働問題(労働者の方からのご相談に限ります)、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。
資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度(資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度)の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時
当番弁護士・当番付添人についてのみ、
土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。



交通事故相談 ((公財) 日弁連交通事故相談センター※) 無料

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。
公益財団法人 日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。
※当センターは、国(国土交通省)からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部(静岡相談所→静岡支部、浜松・掛川相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部)へお問い合わせください。

静岡相談所	毎週月・水曜日	午後1時30分～4時、 毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
浜松相談所	毎週火・木曜日	午後1時30分～4時
掛川相談所	毎月第1水曜日	午後1時30分～4時
沼津相談所	毎週月・水・金曜日	午後1時～3時30分
三島相談所	毎月第2火曜日	午後1時～3時30分
伊東相談所	毎月第3火曜日	午後1時～3時30分
下田相談所	毎月第4月曜日(変更有)	午後1時～3時30分

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848